2021年6月号

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

労務ジャパン株式会社 TEL092-734-2353 | 福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300

### 【すこやか歳時記】 水無月の候

イレギュラー続きの毎日でも、 半年の節目に再確認しながら、 しっかり働き方改革も推進を。

昨年から引き続き、今年もまだまだコロナ禍の危機にさ らされていますが、すでに6月を迎えて2021年の半分が終 わろうとしています。ちょうど半年の節目にあたる今月末 には各地の神社で夏越祭の「茅の輪くぐり」などが催され、 健やかな暮らしを願う伝承が続けられてきました。しかし、 コロナ禍で各種の伝統行事も中止や縮小を余儀なくされて、

イレギュラー続きの中で観点を変えると、6月は祝日が なく仕事のスケジュールを正常化しやすいときです。この 節目に今年やるべきことを再確認して、ぜひ後半の仕事に 活かせる機会にしてください。デジタル化をはじめとした 「働き方改革」も私どもでサポートさせていただきます。

異例の対応を迫られることが日常化した感があります。

### 厚生労働省が新たな履歴書の様式例を公表

令和3年4月、厚生労働省はトランスジェンダーへの配慮や公正な 採用選考を確保する観点から、参考として新たな履歴書の様式例を 公表しました。

従来の様式例からの変更ポイントは次の2点です。

- ① 性別欄は〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄とした。 なお、未記載とすることも可能。
- ② 「通勤時間 | 「扶養家族数(配偶者を除く) | 「配偶者 | 「配偶者の扶養義務」の各項目は設けない。

厚生労働省が作成した履歴書様式例は下記をご参照ください。 https://fukuokaroumu.com/item/rirekisyo.pdf



### 日々是好日カレンダ-

6 月 水無月・風待月・松風月・夏越月

・衣替え・男女雇用機会均等月間

1 火・土砂災害防止月間・総務の日

2 水・長崎港記念日 ・路地の日 ・おむつの日 ・甘露煮の日

3 木・測量の日 ・雲仙普賢岳祈りの日 ・ウェストン祭

4 金・歯と口の健康週間(~ 10 日) ・土地改良制度記念日

・世界環境デー・ろうごの日 5 土・落語の日 ・熱気球記念日

6 日・楽器の日 ・邦楽の日 ・補聴器の日 ・ カックさんの日 ・ 梅の日

7 月 · 母親大会記念日 · 緑内障を考える日 · むち打ち治療の日

8 火 · 世界海洋デー · 成層圏発見の日 ・ヴァイキングの日

9水・ロックの日・ロックウールの日 水・ネッシーの日

1() 木 ・雇用保険被保険者資格取得届の提出

11 金 · 入梅 · 国立銀行設立の日 ・傘の日 · 雨漏り点検の日

・児童労働反対世界デー・バザー記念日

・アンネの日記の日 ・恋人の日

13 日 · 小さな親切運動スタートの日 ・鉄人の日 · はやぶさの日

14月 · 世界献血者デー ・五輪旗制定記念日 ・手羽先記念日 ・映倫発足の日

15 火・暑中見舞いの日 ・信用金庫の日 ・生姜の日 ・オウムとインコの日

16水・ケーブルテレビの日・無重力の日・和菓子の日・麦とろの日

17 木・沖縄返還協定調印の日 ・ おまわりさんの日 ・ 薩摩の日

18 金 ・海外移住の日 ・考古学出発の日 ・おにぎりの日 ・国際寿司の日

19 ± ・元号の日 ・ベースボール記念日 ・朗読の日 ・国連協力週間(~25日)

・父の日・世界難民の日 20日・健康住宅の日・ペパーミントの日

夏至 ・がん支え合いの日 21月 . 夏の健康を守る運動 (~7/20)

22 火 ・日韓条約調印記念日 ・ボウリングの日 ・かにの日

23 水 ・男女共同参画週間(〜 29 日) ・沖縄慰霊の日 ・オリンピックデー

24 木・ドレミの日 ・UFO 記念日

25 金・住宅デー・指定自動車教習所の日 ・ 天覧試合の日

· 国連憲章調印記念日

・露天風呂の日 ・雷記念日

・メディアリテラシーの日 ・演説の日

27日・カティア・ファック 日照権の日 ・日照権の日

28 月 ・貿易記念日 ・パフェの日

29 火・ビートルズ記念日 ・星の王子さまの日

・佃煮の日

3() 水 社会保険料納付期限(5月分)

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です





₩ 福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300

VOL. 53 2021 年 6 月号 〒810-0031 福岡市中央区谷 2-14-8

#### 《今月の特集①》新型コロナワクチンの接種に関して

新型コロナワクチンの接種は、医療従事者や高齢者から始まり、順次一般の方へと拡大されていきます。各市町村において現在整備が進められています。 今後、ワクチン接種の整備が進むと従業員がワクチンを接種することも近くなることでしょう。

ワクチン接種に際し、会社が事前に検討すべきことを解説します。

ワクチン接種は2回必要とされ、ファイザー社のワクチンは1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けることとなっています。

#### 会社が検討すべきこと

- 積極的にワクチン接種をするかどうかを決めておく
- 従業員のワクチン接種の日程を把握しておく
- ワクチンの副反応や体調不良に備えた人員配置 (パート・アルバイト社員も含めた業務調整)

#### <u>ワクチン接種に関</u>する Q&A

#### Q1.ワクチン接種を、会社から強制することができるのか?

#### A. 強制はできません。

会社にとっては、従業員が新型コロナウィルスに感染すると、事業活動に支障をきたす恐れもあることから、その影響を考えるとワクチン接種を義務付けしたいと考えることもあるでしょう。

しかし、ワクチン接種は、個人の意思に基づき接種を行うものです。接種を望まない方への強制はできません。ワクチン接種においては、発熱、倦怠感、頭痛などが疑われる報告もなされていることもあり、従業員の意思に配慮することが適切です。

#### Q2.労働日(労働時間中) に社員がワクチン接種を行うときの取り扱いは?

#### A. 就業規則に沿った扱いを。会社としての対応をあからじめ決めておきましょう。

勤務時間に従業員がワクチン接種をする場合の取り扱いは定められていません。就業規則に沿った対応で問題ありません。ノーワーク・ノーペイの原則により欠勤扱いとし、賃金を支払わないことも可能です。また、ワクチン接種時に年次有給休暇の使用を申出されたときは、原則として有給休暇を与えることになります。(年次有給休暇は社員の申し出により使用することとなりますので、本人の同意なしに会社の判断で年次有給休暇を使用することはできません。)

副反応により従業員が会社を休むことも想定されますので、従業員同士の休みが重ならないようあらかじめワクチン接種の時期を把握しておいた方が良いでしょう。

特に、2回目の接種では発熱(37.5°C以上)を伴う場合が多いとの報告があります。2回目の接種の方には十分な配慮・対応が必要になってくるでしょう。

#### Q3.接種しなかった人の取扱いはどうしたらよいでしょうか?

#### A. 接種しないことを理由に差別的取扱いは行ってはならない。

既往症などによりワクチン接種ができない方もいます。ワクチンを接種した人が、接種していない人と一緒に働きたくないという差別的な状況にならないよう、会社が行う感染対策を周知することが必要です。また、ワクチンの効果は、誰にでも効果があるということではありませんので、ワクチンを接種したとしても、マスクの着用、手指消毒、検温など感染対策は引き続き行っていきましょう。

VOL. 53 2021 年 6 月号

〒810-0031 福岡市中央区谷 2-14-8

#### 《今月の特集②》「労災事故 0 を目指して」

年々、死亡者数は減少傾向、休業4日以上の死傷者数は横ばいの状況でしたが、2020~2021年は休業4日以上の死傷者数は平成14年以降で最多となりました。

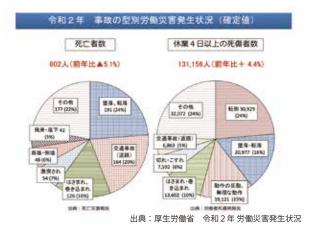
#### コロナ労災件数が公表されてます

新型コロナウィルス感染が原因の労働災害のことで、昨年1年間で6,041人だそうです。

業種別では「医療保険業」「社会福祉施設」だけで全体の75%になり、「製造業」「建設業」などは3~6%です。「労災」とつくからには、①業務が原因で感染したこと②労災に加入していることが前提となります。従業員はもともと労災適用がありますが、社長・役員等も労災申請することができるように特別加入制度の重要性が増してきたように感じます。

#### 労災事故発生状況

発生状況別にみると、どの業種でも『墜落・転倒』が 上位を占めており、さらにその中でも「はしご・脚立等」 からの墜落・転倒が上位を占めています。



そんな中、改正高年齢者雇用安定法により70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務となり、働く高齢者が増え、注意すべき点にも変化がでてきているのではないでしょうか?

一般的に身体能力は年をとるごとに低下してきます。 筋力は30歳前後をピークに緩やかに低下、バランス(平 衡) 感覚は60歳以上で半分以下だそうです。

#### 厚生労働省からガイドラインも参考にしてください

https://fukuokaroumu.com/item/kourosyou.guideline.pdf

#### 典型的な災害発生原因とチェックリスト(抜粋)



#### ①はしご等の上でバランスをくずす

☑ 昇降時は荷物を手に持たないようにしていますか?

✓ 身体のバランスを保持できるよう、 3 点支持を守っていますか?※3 点支持: 両手・両足の4点のうち、

※3 点支持:両手・両足の 4 点のうち、 3 点により身体を支えること



#### ②はしご等が転倒する

▼はしごの上端は上端床から60cm以上ありますか?

▼ はしごや脚立を固定していますか?



#### ③滑る

**▼** 4S (整理・整頓・清掃・清潔) を守っていますか?

▼ 作業に適した靴を着用していますか?

#### 事業主には「安全配慮義務」が課せられています

安全配慮義務とは、従業員が安全で健康に働けるように配慮することです。安全配慮義務を怠ったことで労働者に損害が生じてしまった場合、安全配慮義務違反となり、過去には損害賠償が発生している判例もあります。

とはいえ、労働災害の防止は使用者が配慮するだけでは十分とはいえず、従業員一人ひとりの意識があってこそ効果を発揮するものといえます。

従業員にも理解・協力していただくためには、定期 的に安全衛生教育の実施をすることなども有効かもし れません。

労働災害が起きにくい、働きやすい職場環境を目指していくために、ご不明な点がありましたらお気軽に担当者までお声かけください。

▲ 福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300

VOL. 53 2021 年 6 月号 〒810-0031 福岡市中央区谷 2-14-8

#### 「常時雇用する労働者」の考え方について

労務分野でよく「常時雇用する労働者」という文言がでてきますが概念や管轄、手続によって人数のカウントの仕方や定義が違いますので下記に表でまとめます。ご不明な点はお問い合わせいただけますと幸いです。

	常時雇用する労働者
中小企業・大企業の分類	主に厚労省管轄の助成金の企業規模の支給要件等で用いられます。 労働基準法第 20 条の「予め解雇予告を必要とする者」 (15 日以上引き続き雇用される者等)
社保の適用拡大	週30時間未満の労働者でも企業規模によっては社保の適用が段階的に進められています。 全従業員数の人数ではなく、月出勤日数がフルタイムの4分の3以上、 かつ週労働時間がフルタイムの4分の3以上の被保険者数
障害者雇用納付申告	1週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者 (見込みを含む。)のうち、週所定労働時間が 30 時間以上は 1 人、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者は 0.5 人でカウント
高年齢・ 障害者雇用状況報告	ハローワークへ高年齢者と障がい者の雇用状況を報告します。 1週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者 (見込みを含む。)
安衛法関係	安全衛生分野で企業規模や業種によって取り組む内容や専任義務等が異なります。 日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する 労働者 【※事業所単位】



# **Quiz&Present** クイズ&プレゼント



新型コロナウイルスワクチンの接種について、以下の $(A) \sim (C)$  のうち正しいものはどれでしょう。

- (A) 会社として、従業員にワクチン接種を強制 することができる
- (B) ワクチン接種をしないことを理由に従業員に 差別的な扱いを行ってはならない
- (C) ワクチン接種のために会社を欠勤する場合は、 従業員の同意なしに有給休暇としてもよい

☆クイズにお答えいただいた方の中から 抽選で QUOカードをプレゼント!



- ▶応募方法: 下記メールアドレスに、
  - ①クイズの答えもしくは番号
  - ②応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶応募締切: 2021年6月30日
  - ※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス:mail@fukuokaroumu.com

#### 事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から 徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。 ぜひお気軽にお越しください。

# 労務ジャパン株式会社



〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301 地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分









[6月版] No.49

## ウイルス以外も、肺リスクに!?

連日のコロナ禍の報道で、ウイルスによって肺が冒されると重篤化 することは広く知られています。しかし感染症のウイルスに限らず、 自分自身の体内にある菌が肺炎などの発症につながる場合もあるので 要注意です。その代表例が口の中の歯周病菌です。誤嚥などによって 肺の中に入ると炎症を起こして悪化するケースも…。そのため近年で は虫歯予防としての歯磨きだけではなく、口の中から健康管理を考え た「口腔ケア」が重要視されています。6月4日から10日は「歯と口 の健康週間」です。ぜひ自分自身の口腔ケアも見直してみてください。 もちろん引き続きコロナ対策の徹底と、大雨シーズンの防災対策や

交通事故対策にも気を付けてください。



口腔ケアを見直して口の中を清潔に!!

引き続き感染症対策の行動の徹底を!!

大雨の災害対策や交通事故の予防を!!